

中核認定事業体認定要領

平成24年2月17日

環境森林部山村・木材振興課

(趣旨)

第1条 県は、林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号。以下「法」という。）第5条第3項の規定に基づき知事が雇用管理の改善及び事業の合理化に関する改善計画（以下「改善計画」という。）を認定した認定林業事業体（以下「認定事業体」という。）のうち、素材生産量の増加及び雇用労働者の確保等について特段の取組を行う者を中核認定事業体（以下「中核事業体」という。）として認定し、これに対し重点的な支援措置を講じるものとする。

(申請資格)

第2条 中核事業体の認定申請ができる者は、次に掲げるものとする。

(1) 新規に認定を受けようとする場合、次のアからイまでの全てに該当する者。

ア 現在取り組んでいる改善計画を忠実に遂行している認定事業体であること。

イ 素材生産事業に係る年間事業量が1万m³以上あること。なお、間伐については、実数に係数1.2を掛けて換算できるものとする。

(2) 継続して認定を受けようとする場合、前回の認定における目標が達成できている者。

(認定の申請)

第3条 中核事業体の認定を受けようとする認定事業体は、認定申請書（様式1）を作成し、知事に申請するものとする。

(認定基準)

第4条 知事は、前条の規定による申請があった場合、次の事項について審査するとともに、別表1により評価を行い、毎年度、評価点が高い順に5つの事業体を認定するものとする。

なお、評価点と同じ場合は、申請時点の素材生産量が多い者を優先するものとする。

(1) 事業体の審査事項

ア 認定申請書に記載された内容（以下「認定計画」という。）を履行する意欲と能力を有するものであること。

イ 雇用管理者を選任するなど雇用管理の体制が整備されていること。

(2) 認定計画の審査事項

ア 5年後の素材生産量を20%以上増加させる計画となっていること。

イ 生産量の増加に見合う雇用者数の増加が計画されていること。

ウ 生産性を向上させる計画となっていること。

エ 生産量や生産性に見合う機械等の資本整備が計画されていること。

オ 技術者・技能者の育成について具体的な計画があること。

カ 常用雇用者に労働保険、社会保険、退職金制度の全てを適用する計画があること。

キ 上記措置を講じるための資金の調達が適正に計画されていること。

(改善計画の認定)

第5条 中核事業体の認定を受けた認定事業体は、認定計画の実施に伴い、法の規定に基づく改善計画を変更する必要がある場合には、改善計画の変更を知事に申請し、認定を受けるものとする。

(認定の取消し等)

第6条 知事は、認定計画の実施に遅滞があると認められる場合には、当該中核事業体に対し、当該認定計画に従って円滑な実施が行われるよう指導するものとする。

2 知事は、認定計画の実施に著しい支障が生じ、当該認定計画に従って事業を実施する見込みがなくなると認める場合、又は第4条の認定基準を満たさなくなると認められる場合には、中核事業体の認定を取り消すものとする。

附 則

この要領は、平成24年2月17日から施行する。

別表1

評価点の算定基準

申請時点での算定項目			
項目		評価点	備考
素材生産量(m ³)	10,000~15,000	5	間伐については、実数に係数1.2を掛けて算定する
	15,001~30,000	10	
	30,001~50,000	15	
	50,001~	20	
森林整備量(ha)	1~100	1	
	101~500	2	
	501~1,000	3	
	1,001~5,000	4	
	5,001~	5	
雇用量(人)	1~10	5	臨時雇用、3ヶ月未満の有期雇用を除く
	11~20	10	
	21~50	15	
	51~	20	
社会保険適用延べ人数(人)	1~50	2	社会保険には次のものについて、各々算定する (例:1人が全適用の場合5と算定) ①労災保険、②雇用保険、③健康保険、 ④厚生年金、⑤林業退職金共済等
	51~100	3	
	101~250	4	
	251~	5	
技術者・技能者延べ人数(人)	1~20	2	
	21~40	3	
	41~60	4	
	61~	5	
高性能林業機械保有台数(台)	1~2	3	・保有台数にはリース契約を含む ・対象は申請書記載の機種に限る
	2~4	4	
	5~	5	
5年後の算定項目			
素材生産量増加率(%)	20~23	3	間伐については、実数に係数1.2を掛けて算定する
	~25	5	
	~30	8	
	30~	10	
雇用量増加率(%)	1~3	3	臨時雇用、3ヶ月未満の有期雇用を除く
	~5	5	
	~8	8	
	8~	10	
技術者・技能者延べ人数増加率(%)	1~3	2	
	~5	3	
	~8	4	
	8~	5	
高性能林業機械保有台数増加率(%)	1~10	3	・保有台数にはリース契約を含む ・対象は申請書記載の機種に限る
	~20	4	
	20~	5	
総合評価項目(申請時点)			
責任ある素材生産事業体認証	取得	5	
県競争入札参加資格	有資格	5	
総評価点			

中核認定事業体認定申請書

平成 年 月 日

宮崎県知事 殿

主たる事務所の所在地
 商号又は名称
 代表者氏名

1 役職員等の状況

(1) 役員数(常勤) 名 (非常勤) 名

(2) 職員数

区分	現在	採用計画					目標年次の職員数
		1年次	2年次	3年次	4年次	5年次	
林業常 現場用 (うち通年)	人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)
作業 職員臨時・季節	人	人	人	人	人	人	人
その他	人	人	人	人	人	人	人
合計	人	人	人	人	人	人	人

(記載要領)

以下、すべての記載要領について、労確法に基づく改善計画書の要領に準じる。

(3) 社会・労働保険等への加入状況

保険等の種類	被保険者数 (被共済者数)
労災保険	人
雇用保険	人
健康保険	人
厚生年金保険	人
林業退職金共済等	人

2 事業等の状況

(1) 事業量

区分	現在	1年次	2年次	3年次	4年次	目標年次 (5年次)
素材生産業	主伐	m3	m3	m3	m3	m3
	間伐	m3	m3	m3	m3	m3
	計	m3	m3	m3	m3	m3
造林業	植付	ha	ha	ha	ha	ha
	下刈り	ha	ha	ha	ha	ha
	その他	○	○	○	○	○
		○	○	○	○	○
		○	○	○	○	○
計						
上記以外の林業	○	○	○	○	○	

(5) 技術者・技能者数

資格等の区分	現在	技術者・技能者養成計画					目標年次の要員数
		1年次	2年次	3年次	4年次	5年次	
フォレストワーカー(林業作業士)	人	人	人	人	人	人	人
フォレストリーダー(現場管理責任者)	人	人	人	人	人	人	人
フォレストマネージャー(統括現場管理責任者)	人	人	人	人	人	人	人
森林作業道作設オペレーター	人	人	人	人	人	人	人
森林施業プランナー	人	人	人	人	人	人	人
技術士	人	人	人	人	人	人	人
技能士	人	人	人	人	人	人	人
林業技士	人	人	人	人	人	人	人
	人	人	人	人	人	人	人
合計	人	人	人	人	人	人	人

3 改善措置を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

(1) 雇用管理の改善

区分	資金種類	金額	償還条件等	実施時期	摘要
雇用の安定化		千円			
労働条件の改善		千円			
募集・採用の改善		千円			
教育訓練の充実		千円			
高年齢労働者の活躍の促進		千円			
その他の雇用管理の改善		千円			
合計		千円			

(2) 資本装備等

区分	資金種類	金額	償還条件等	実施時期	摘要
事業量の安定的確保		千円			
生産性の向上		千円			
林業労働者のキャリア形成支援		千円			
その他の事業の合理化		千円			
合計		千円			

4 その他評価の基準となる項目

- (1) 責任ある素材生産事業体認証 認証済み ・ 未認証
- (2) 県が発注する森林整備業務の契約に係る競争入札参加資格 有 ・ 無